

報告第1号

教育長職務代理者の指名について

教育長職務代理者の指名について、次のとおり報告する。

令和6年4月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 教育長職務代理者に指名する者 松村 龍夫 委員
- 2 報告理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、
令和6年4月24日付けで教育長職務代理者を指名したので報告する。

報告第2号

委員の解任及び任命について（静岡市登呂博物館協議会委員）

静岡市登呂博物館協議会委員の解任及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和6年4月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

（観光交流文化局文化財課）

記

- 1 報告理由 静岡市立登呂博物館協議会委員について、委員からの辞任の申し出により、次のとおり解任及び任命した。また、静岡市校長会の推薦により、次のとおり解任及び任命した。
- 2 根拠法令 (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条、第24条及び第25条
(2) 静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）第11条
- 3 解任する者

選出区分	氏 名	職業・役職	解任日	在職年数	委嘱回数
学識経験者	きやま かつひこ 木山 克彦	東海大学人文学部 准教授	令和6年3月31日	3	2
学校教育関係者	わらしな あきよし 藁科 彰良	静岡市立清水袖師中学校長	令和6年4月1日	2	2

4 任命する者

選出区分	氏 名	職業・役職	任命日／任命期間	在職年数	委嘱回数
学識経験者	まるやま まさし 丸山 真史	東海大学人文学部准教授	令和6年4月1日／ 令和6年4月1日から 令和7年7月31日まで	0	新
学校教育関係者	すずき けんすけ 鈴木 健介	静岡市立 南部小学校長	令和6年4月2日／ 令和6年4月2日から 令和7年7月31日まで	0	新

(参考)

	静岡市登呂博物館協議会委員（新）				静岡市登呂博物館協議会委員（旧）			
選出区分	氏 名	職業・役職	在職年数	委任回数	氏 名	職業・役職	在職年数	委任回数
学校教育関係者	のだ おさむ 野田 修	静岡市立 清水第二中学校長	4	2	のだ おさむ 野田 修	静岡市立 南部小学校長	3	2
学校教育関係者	すずき けんすけ 鈴木 健介	静岡市立 南部小学校長	0	新	むらしな あきよし 藁科 彰良	静岡市立清水 袖師中学校長	2	2
社会教育関係者	いけだ みほこ 池田 水穂子	はびまましずおか 代表	1	1	いけだ みほこ 池田 水穂子	はびまましず おか 代表	0	新
社会教育関係者	まえだ あきひろ 前田 晃宏	公益財団法人 静岡市文化振興 財団職員	1	1	まえだ あきひろ 前田 晃宏	公益財団法人 静岡市文化 振興財団職員	0	新
家庭教育関係者	きむら たかこ 木村 貴子	元市 PTA 理事・監 査、 前静岡市立高松中 学校 PTA 会長	6	3	きむら たかこ 木村 貴子	元市 PTA 理 事・監査、 前静岡市立高 松中学校 PTA 会長	5	3
学識経験者	まるやま まさし 丸山 真史	東海大学 人文学部 准教授	0	新	きやま かつひこ 木山 克彦	東海大学 人文学部 准 教授	3	2
学識経験者	たみや ゆかり 田宮 縁	静岡大学 学術院 教育学領域 発達教育学専攻 幼児教育専修 教授	1	1	たみや ゆかり 田宮 縁	静岡大学 学術院 教育学領域 発達教育学専 攻 幼児教育 専修 教授	0	新
学識経験者	ほりきり まさと 堀切 正人	常葉大学 教育学部 教授	6	3	ほりきり まさと 堀切 正人	常葉大学 教育学部教授	5	3
市 民	すずき きょうか 鈴木 杏佳	市民委員	4	2	すずき きょうか 鈴木 杏佳	市民委員	3	2
市 民	ふじた ともこ 藤田 友子	市民委員	1	1	ふじた ともこ 藤田 友子	市民委員	0	新

令和6年4月2日現在 （10名）

○静岡市博物館条例

平成15年4月1日
条例第275号

(設置)

第1条 静岡市は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する博物館を設置する。

(令5条例31・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立登呂博物館	静岡市駿河区登呂五丁目10番5号
静岡市立芹沢銈介美術館	

(平16条例86・一部改正)

(事業)

第3条 静岡市立登呂博物館は、登呂遺跡に関する知識の向上と文化の発展に寄与するため、実物、標本、模写、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の収集及び受託並びにこれらの展示及び保管を行う。

2 静岡市立芹沢銈介美術館は、芹沢芸術を永く後世に伝えとともに、美術に関する知識の向上と文化の発展に寄与するため、芹沢銈介の型絵染、絵画、絵本、陶器等の作品及び美術コレクションの展示及び保管を行う。

3 静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館(以下これらを「登呂博物館等」という。)は、前2項に規定する事業のほか、次の事業を行う。

(1) 第1項に規定する資料並びに前項に規定する作品及び美術コレクション(以下これらを「博物館資料」という。)の利用に関し、入館者に対して必要な説明を与えること。

(2) 博物館資料に関する専門的調査、展示及び保管について、技術的研究を行うこと。

(3) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。

(4) 登呂博物館等の普及活動として、講演会、研究会、見学会、映写会等を行うこと。

(5) 他の博物館、学校、図書館、研究所、生涯学習施設等の教育、学術又は文化に関する諸施設との協力及びその活動の援助を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要であると認める事業
(平20条例17・一部改正)

(開館時間)

第4条 登呂博物館等の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平17条例95・追加)

(休館日)

第5条 登呂博物館等の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

(2) 休日の翌日

(3) 12月26日から翌年の1月3日までの日

(平17条例95・追加)

(観覧料)

第6条 登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、当該観覧料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる者については、観覧料を無料とする。

(1) 市内に居住する70歳以上の者

(2) 市内に居住し、又は通学する小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者

(3) 小学校の就学の始期に達していない者

3 市長は、第1項本文の規定にかかわらず、特別の陳列をした場合は、その期間内に限り、観覧料を増額することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例95・旧第4条繰下、平22条例51・平26条例92・一部改正)

(観覧料の不還付)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市の都合で観覧できなくなったとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例95・旧第5条線下、平22条例51・一部改正)

(特別観覧)

第8条 登呂博物館等において、博物館資料を熟読し、熟覧し、模写し、撮影し、又は博物館資料の研究(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 特別観覧は、無料とする。

3 特別観覧をしようとする者は、館長の指示に従わなければならない。

(平17条例95・旧第6条線下、平22条例51・一部改正)

(入館の制限等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、退館を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 登呂博物館等の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、必要があると認めるとき。

(平17条例95・旧第7条線下)

(損害賠償の義務)

第10条 登呂博物館等の博物館資料、器物、施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例95・旧第8条線下、平22条例51・一部改正)

(協議会)

第11条 法第23条第1項の規定により、静岡市立登呂博物館に静岡市立登呂博物館協議会を、静岡市立芹沢銈介美術館に静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。

2 静岡市立登呂博物館協議会及び静岡市立芹沢銈介美術館協議会(以下これらを「協議会」という。)の委員の数は、それぞれ10人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(5) 市民

4 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平17条例95・旧第9条線下、平24条例47・令5条例31・一部改正)

(会長)

第12条 それぞれの協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(平17条例95・旧第10条線下)

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平17条例95・旧第11条線下)

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、教育委員会の定めるところにより処理する。

(平17条例95・旧第12条線下)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例95・旧第14条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市博物館条例(昭和47年静岡市条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(静岡市立登呂博物館の休館日等の特例)

3 第5条の規定にかかわらず、静岡市立登呂博物館は、平成19年7月1日から同日から起算して3年4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日までの間、休館する。

(平19条例39・追加)

(平成22年教委規則第13号で、教育委員会規則で定める日を平成22年10月2日とした。)

4 教育委員会は、前項の規定により休館する場合において、第3条第1項及び第3項に規定する静岡市立登呂博物館の事業のうち必要があると認めるものについては、別に定めるところにより実施することができる。

(平19条例39・追加)

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第95号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第39号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月6日条例第51号)

この条例は、平成22年10月3日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第47号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の静岡市博物館条例第11条第3項第5号及び同条第4項の規定は、この条例の施行の日以後最初に協議会の委員(補欠の委員を除く。)の委嘱又は任命が行われる日から適用する。

附 則(平成26年3月20日条例第92号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市博物館条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に観覧料を納付した回数券を使用して同日以後に観覧する者に係る観覧料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月18日条例第53号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市博物館条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に観覧料を納付した回数券を使用して同日以後に観覧する者に係る同表に掲げる区分及び観覧料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月20日条例第88号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市博物館条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に観覧料を納付した回数券を有する者は、同日以後に当該回数券を使用して観覧することができる。

附 則(令和5年3月20日条例第31号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(平26条例92・全改、平28条例53・平31条例88・一部改正)

区分			単位	観覧料
静岡市立登呂博物館	個人	一般	1回につき	300円
			回数券(5回分)	1,400円
		高校生・大学生	1回につき	200円
			回数券(5回分)	930円
		小学生・中学生	1回につき	50円
			回数券(5回分)	230円

	団体	一般	1人1回につき	220円
		高校生・大学生	1人1回につき	150円
		小学生・中学生	1人1回につき	40円
静岡市立芹沢銑介美術館	個人	一般	1回につき	420円
			回数券(5回分)	1,990円
		高校生・大学生	1回につき	260円
			回数券(5回分)	1,150円
		小学生・中学生	1回につき	100円
			回数券(5回分)	470円
	団体	一般	1人1回につき	370円
		高校生・大学生	1人1回につき	200円
		小学生・中学生	1人1回につき	80円
静岡市立登呂博物館 静岡市立芹沢銑介美術館 (共通)	個人	一般	1回につき	580円
		高校生・大学生	1回につき	360円
		小学生・中学生	1回につき	120円
	団体	一般	1人1回につき	460円
		高校生・大学生	1人1回につき	280円
		小学生・中学生	1人1回につき	90円

備考

- 1 「団体」とは、30人以上をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「高校生・大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 「一般」とは、小学生・中学生及び高校生・大学生以外の者をいう。